



PCB廃棄物適正処理推進に関する 検討委員会を開催 環境省

平成 23 年 10 月 1 日に環境省にて、「第 1 回 PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」が開催されました。ポリ塩化ビフェニル（以下、PCB）廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下、同法）附則には、同法施行後 10 年を経過した場合には、施行状況等を踏まえて必要な措置を講ずるよう規定されています。それに基づく検討として、今後の PCB 廃棄物の適正な処理推進に向け、本委員会が開かれました。

この委員会では、以下のような論点や課題が挙げられました（一部抜粋）。

- 安全、確実な処理を前提としつつ、PCB 廃棄物を可能な限り早急に終わらせる事が必要。
- JESCO の全国 5 事業所で高濃度 PCB 廃棄物の処理が想定よりも遅れており、今後の処理をペースアップするため、どのような対策が必要か。
- 微量 PCB 汚染廃電気機器等について、無害化処理認定を受けた処理施設があるが、この施設能力を増強させるにはどのような対策が必要か。
- PCB 廃棄物の所有にもかかわらず、同法に基づく届出を行っていない者に対し、PCB 廃棄物の保管状況の届出を促進するためにはどのような方策が考えられるか。
- 上記のような現状と対策から、今後の PCB 廃棄物の処分はどのような見通しとなるか。

今後月 1 回のペースで本委員会を開催し、テーマ全体の取りまとめを来年半ばにまとめるとしてあります。

当社では、絶縁油中の PCB 分析について多くのお客様からご依頼を頂き、多検体、短納期の体制で行っておりますので、絶縁油中の PCB 分析についてはお任せ下さい。

資料 第 1 回 PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会資料

衛生技術箇所 山田悠貴

RoHS 指令、カドミウム及び鉛の特定用途の適用除外項目を追加 欧州委員会

欧州委員会（EC）は 9 月 10 日に RoHS 指令（2002/95/EC）の附属書を改訂し、カドミウム及び鉛を使用する各々の特定用途に対して、適用除外項目を追加する委員会決定 2011/534/EU を官報にて公示しました。今回追加された適用除外項目は、指令 2002/95/EC の附属書により、次のように改正されています。

No.	適用除外項目	適用期限
7(c)-IV	集積回路、ディスクリート半導体の部品に使われるコンデンサ向けの、ジルコン酸チタン酸鉛（PZT）をベースにしたセラミック材料中の鉛	—
40	業務用オーディオ機器に使用されるアナログオプトラ用フォトレジスタ中のカドミウム	2013 年 12 月 31 日まで

当社では、RoHS 指令規制 6 物質やハロゲン分析において ISO/IEC 17025 試験所認定の取得をはじめ、フタル酸分析等、各種製品中の有害物質分析にも積極的に取り組んでおります。お気軽にお問い合わせください。

資料 2011 年 9 月 10 日付 EU 官報

化学分析箇所 竹下尚長

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

- [1. PCBを含む廃棄物の焼却実証試験の実施について](#)
- [2. 水質汚濁防止法における項目追加等の意見募集実施](#)
- [3. 土対法 業務品質管理等に関するガイドライン\(改訂版\)の公表について](#)
- [4. 放射性物質汚染対処特措法 基本方針骨子案等に対する意見募集について](#)



放射性物質の測定を開始しました!

福島第一原発事故を受け、高まる需要にお応えし、放射性物質の測定を開始しました。サーベイメータによる工業製品の表面汚染や、水・食品などの放射能測定、さらに 8 月末からゲルマニウム半導体検出器を用いた核種ごとの精密測定を開始しています。

お問合せはこちら

